

2022年4月より保険適用となる治療をお考えの皆さま

4月1日以降に周期を開始（月経開始後の初回受診日）した場合に保険が適用されます。3月31日までに開始した場合は保険適用外となりますのでご注意ください。

一般不妊治療（タイミング・人工授精）生殖補助治療（体外受精）の治療が
いよいよ保険適用となりますが、**法的婚姻関係または事実婚カップル**であることが
条件となります。医師により、治療計画書を作成いたしますのでご夫婦で同意して
いただく必要があります。**治療開始日の来院は、必ずお二人でお越しください。**

また事実婚カップルの方には**公的証明書**を（お二人それぞれの3ヶ月以内の独身
証明書）治療計画書を作成時に持参していただくことが保険適用の条件となりま
すので、お忘れのないようお願いいたします。

保険での治療を希望されるには、書類の提出や使用できるお薬など様々な制約が
ございます。決められた**条件が揃わなければ自費**となりますのでご了承ください。

ウイメンズクリニック本町